

リフォーム減税⑥

子育て対応リフォーム減税

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

……………対象となるリフォーム工事……………

- (1) 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- (2) 対面式キッチンへの交換工事
- (3) 開口部(出入り口や窓など)の防犯性を高める工事
- (4) 収納設備を増設する工事
- (5) 開口部・界壁(マンションの隣戸との間の壁)・床の防音性を高める工事
- (6) 間取り変更工事(一定のものに限る)

このような事業が対象です

居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をした場合、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が、その年分の所得税の額から控除できます。

子育て対応リフォーム例

1 転落防止の手すりの設置



2 可動式間仕切り壁の設置



3 対面式キッチンへの交換



4 防音性の高い床へ交換



制度の
詳細

国土交通省

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

